

「厚生労働科学研究費補助金取扱規程第3条第9項の規定による特定給付金及び補助金を交付しないこととする期間の取扱いについて」一部改正新旧対照表
(平成18年3月31日厚科第0331002号厚生科学課長決定)

(傍線の部分は改正部分)

新	旧
<p>厚生労働科学研究費補助金等取扱規程第3条第9項及び同条第11項の規定による特定給付金及び補助金を交付しないこととする期間の取扱いについて</p>	<p>厚生労働科学研究費補助金取扱規程第3条第9項の規定による特定給付金及び補助金を交付しないこととする期間の取扱いについて</p>
<p>1 趣旨</p>	<p>1 趣旨</p>
<p>厚生労働科学研究費補助金等取扱規程(平成10年4月9日厚生省告示第130号。以下「取扱規程」という。)第3条第9項及び同条第11項の規定による特定給付金及び補助金を交付しないこととする期間について、それぞれ以下のとおり取り扱うこととする。</p>	<p>厚生労働科学研究費補助金取扱規程(平成10年4月9日厚生省告示第130号。以下「取扱規程」という。)第3条第9項の規定による特定給付金及び補助金を交付しないこととする期間について、それぞれ以下のとおり取り扱うこととする。</p>
<p>2 取扱規程第3条第9項の規定による特定給付金の取扱い</p>	<p>2 取扱規程第3条第9項の規定による特定給付金の取扱い</p>
<p>取扱規程第3条第9項の規定による特定給付金とは、次に掲げる事業等により交付される給付金とする。</p>	<p>取扱規程第3条第9項の規定による特定給付金とは、次に掲げる事業等により交付される給付金とする。</p>
<p>(1) <u>食品健康影響評価技術研究</u> (2) <u>戦略的情報通信研究開発推進事業</u> (3) <u>ICTイノベーション創出チャレンジプログラム</u> (4) <u>デジタル・デバイス解消に向けた技術等研究開発</u> (5) <u>消防防災科学技術研究推進制度</u> (6) <u>国家課題対応型研究開発推進事業</u> (7) <u>科学研究費助成事業(科研費)</u> (8) <u>戦略的創造研究推進事業</u> (9) <u>研究成果展開事業</u> (10) <u>国際科学技術共同研究推進事業</u> (11) <u>医療研究開発推進事業費補助金</u> (12) <u>保健衛生医療調査等推進事業費補助金</u> (13) <u>農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業</u> (14) <u>革新的ものづくり産業創出連携促進事業</u> (15) <u>戦略的基盤技術高度化・連携支援事業</u> (16) <u>先導的産業技術創出事業</u> (17) <u>建設技術研究開発助成制度</u> (18) <u>交通運輸技術開発推進制度</u> (19) <u>環境研究総合推進費</u> (20) <u>安全保障技術研究推進制度</u> (21) <u>消防防災科学技術研究開発制度</u> (22) <u>世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム</u> (23) <u>イノベーション実用化助成事業</u> (24) <u>人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業</u> (25) <u>地域資源活用型研究開発事業</u></p>	<p>(1) 食品健康影響評価技術研究 (2) 戦略的情報通信研究開発推進制度 (3) 地球温暖化対策ICTイノベーション推進事業 (4) 新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援 (5) 民間基盤技術研究促進制度 (6) 消防防災科学技術研究推進制度 (7) 科学研究費補助金 (8) 戦略的創造研究推進事業(「社会技術研究開発事業」を含む) (9) 科学技術振興調整費 (10) 地球観測システム構築推進プラン (11) 原子力システム研究開発事業 (12) キーテクノロジー研究開発の推進 (13) 世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI) (14) 大学院教育改革推進事業(うちグローバルCOEプログラム) (15) 政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業～近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究の推進～ (16) 特色ある共同研究拠点の整備の推進事業 (17) 海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム (18) 原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ (19) 地球規模課題対応国際科学技術協力事業 (20) ナノテクノロジーを活用した環境技術開発 (21) 戦略的国際科学技術協力推進事業(共同研究型) (22) 研究成果最適展開支援事業 (23) 宇宙利用促進調整委託費 (24) 先端的低炭素化技術開発</p>

- (26) エコイノベーション推進・革新的温暖化対策技術発掘プログラム
- (27) エネルギー使用合理化技術戦略的開発
- (28) 地域卓越研究者戦略的結集プログラム
- (29) 戦略的イノベーション創出推進事業
- (30) 若手研究者ベンチャー創出推進事業
- (31) エコイノベーション推進・革新的温暖化対策技術発掘・実証プログラム
- (32) 環境研究・技術開発推進費
- (33) ICTグリーンイノベーション推進事業
- (34) 先進技術型研究開発助成制度
- (35) 国家基幹研究開発推進事業
- (36) 食品健康影響評価技術研究事業
- (37) 戦略的国际連携型研究開発推進事業
- (38) 新たな通信・放送事業分野開拓のための先進技術型研究開発助成制度
- (39) 国家課題対応型研究開発推進事業
- (40) オーファンドラッグ・オーファンデバイス研究開発振興事業費
- (41) 地球温暖化対策技術開発・実証研究事業
- (42) ビッグデータ時代に対応するネットワーク基盤技術の確立等
- (43) 地域中小企業イノベーション補助事業
- (44) ICTイノベーション創出チャレンジプログラム
- (45) 厚生労働科学研究
- (46) オーファンドラッグ・オーファンデバイス研究開発振興事業（先駆的医薬品・医療機器研究発掘支援事業）
- (47) ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業

- (25) 産学イノベーション加速事業
- (26) 最先端研究開発支援プログラム
- (27) 保健医療分野における基礎研究推進事業
- (28) 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
- (29) イノベーション創出基礎的研究推進事業
- (30) 産業技術研究助成事業
- (31) 大学発事業創出実用化研究開発事業
- (32) 石油・天然ガス開発・利用促進型事業
- (33) 地域イノベーション創出研究開発事業
- (34) 省エネルギー革新技術開発事業
- (35) 運輸分野における基礎的研究推進制度
- (36) 建設技術研究開発助成制度
- (37) 循環型社会形成推進科学研究費補助金
- (38) 地球温暖化対策技術開発等事業
- (39) 環境研究総合推進費

3 取扱規程第3条第9項の規定による補助金を交付しないこととする期間の取扱い
 取扱規程第3条第9項の規定による補助金を交付しないこととする期間は、特定給付金の他の用途への使用をし、又は当該他の用途への使用を共謀し、その他特定給付金の交付の対象となる事業に関して特定給付金の交付の決定の内容、これに附した条件その他法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分違反したこと、又は偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けたこと若しくは当該偽りその他不正の手段による経費の使用を共謀したことにより、その行う事業について一定期間当該特定給付金を交付しないこととされた者が行う事業について一定期間前項各号の特定給付金を交付しないこととされた場合における当該一定期間とする。

3 取扱規程第3条第9項の規定による補助金を交付しないこととする期間の取扱い
 取扱規程第3条第9項の規定による補助金を交付しないこととする期間は、特定給付金の他の用途への使用をし、又は当該他の用途への使用を共謀し、その他特定給付金の交付の対象となる事業に関して特定給付金の交付の決定の内容、これに附した条件その他法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分違反したこと、又は偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けたこと若しくは当該偽りその他不正の手段による経費の使用を共謀したことにより、その行う事業について一定期間当該特定給付金を交付しないこととされた者が行う事業について一定期間前項各号の特定給付金を交付しないこととされた場合における当該一定期間とする。

4 取扱規程第3条第11項の規定による補助金を交付しないこととする期間の取扱い
 取扱規程第3条第11項の規定による補助金を交付しないこととする期間は、特定給付金の交付対象事業において研究活動の不正があったと認められ、当該事業を行ったこと若しくは他の者が共同で行ったこと又は当該不正を共謀したことにより、その行う事業について一定期間当該特定給付金を交付しないこととされた者が行う事業について一定期間第2項各号の特定給付金を交付しないこととされた場合における当該一定期間とする。

附則

1 この決定は、平成28年4月 日から施行する。

2 改正前の決定（以下「旧決定」という。）第1項、第2項及び第3項の規定は、この決定の施行後も、なおその効力を有する。